

関東総合通信局 令和5年度重点施策

『デジタル新時代への変革！ 関東から加速する』

関東総合通信局は、情報通信分野の行政を担当し、関東地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県）を管轄する総務省の地方支分部局です。

デジタル基盤の整備やデジタル実装の促進、電気通信事業や放送事業の監督や電波利用環境の保護、災害時における ICT 環境の確保等を通じ、地域の社会課題の解決、持続可能な社会基盤の構築及び地域住民の安心・安全な社会の実現を目指しています。

令和5年度は『デジタル新時代への変革！ 関東から加速する』をキャッチフレーズとして、次の課題に取り組みます。

I DX 推進による地域の社会課題の解決

1 デジタル基盤整備の加速

(1) 地域協議会を通じたデジタル基盤の整備促進

「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指して、すべての国民がデジタル化によるメリットを享受できるとともに、活力ある地域づくりを図るため、関東デジタル田園都市構想推進協議会を通じ、関東の各地域における基盤の整備ニーズと事業者の整備意向のマッチングを図り、取組成果（進捗状況）を可視化するとともに、横展開可能なデジタル実装に係る事例を共有することで、5G 携帯電話基地局や光ファイバ等のデジタル基盤整備を加速度的に進めます。

(2) 放送の安全・信頼性の確保、ネットワークの強靱化

放送事故の防止、安全・信頼性の確保に向けて、地上放送ネットワークの強靱化やケーブルテレビの光化等の施策を推進します。

2 社会課題解決のためのデジタル実装の促進

(1) 地域課題解決に向けたデジタル実装の支援

地域における社会課題解決の優良事例、先進的なデジタル実装事例やデジタル化に関する支援措置等について情報提供を行い、デジタル実装による社会課題解決を効果的に推進します。

また、ICT の効果的な利活用が地域の様々な分野に深化するよう、関係する地方支分部局、地方公共団体、大学、研究機関、地域における DX 推進団体等と連携した取組を進め、地域におけるデジタル技術の実装や導入を支援します。

(2) 利便性向上に資するデジタル化の推進

地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指す「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けた講習会の実施や講師の育成・派遣等を行う「デジタル活用支援推進事業」等の施策によって、デジタル化の推進を図り、地域や住民生活の利便性向上を支援します。

(3) ローカル5G 等の活用促進

地域におけるデジタル技術の活用を高度化・加速化させるため、「地域デジタル基盤活用推進事業」として、各地域の状況に応じた、ローカル5G 等のデジタル基盤整備の効率的かつ効果的な導入・運用計画の策定や、地域課題の解決に資する先進的ソリューションの創出等も含め、総合的な支援を図ります。

(4) デジタル化を支える人材・研究開発支援

地域の活性化や地域課題の解決などに資する電波利用に係る研究開発等の迅速な実施に向けて、ICT分野の競争的研究費である戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)を推進するとともに、高専ワイヤレステックコンテスト 2023(WICON2023)を支援するほか、「起業家甲子園・起業家万博」を通じて、革新的な技術やサービスを有する地域発 ICT スタートアップの創出に向けた取組を支援します。また、情報通信技術を活用して地域の効率的・効果的な事業の実施・運営を検討する地方公共団体等に対する「地域情報化アドバイザー」派遣の活用促進により、地域のデジタル化を支える人材の育成を支援します。

Ⅱ 持続可能な社会基盤の構築

1 電波の有効利用の促進

(1) 携帯電話の不感エリア解消及び5G等の高度化サービスの普及に向けた支援

住民や観光客の安心・安全の確保や観光振興等のため、周辺道路、登山道、観光地等も含めた携帯電話のエリア拡大及び5G等の高度化サービスの普及を支援します。

(2) 電波利用ニーズに対応した電波の有効利用の促進

電波の有効利用の促進に向けて、特定実験試験局制度に係る簡易な免許手続き等を周知するほか、無線局の電子申請・届出システムの利用促進に向け、普及活動を行います。

(3) 海上における安全確保に有効な無線設備の利用促進

小型漁船及びレジャー船舶を対象に、安全確保に有効な無線設備の利用を促進するため、第三管区海上保安本部や船舶業界と協働して周知活動を行います。

2 健全な通信・放送事業の発展

(1) 関係法令の実効性確保へ向けた取組の強化

健全な通信・放送事業の確保等の観点から、電波法及び放送法関係法令の遵守徹底を推進します。

特に、電波ユーザーの電波法令への理解度及びコンプライアンスの更なる意識向上に向けた周知活動を行います。

(2) 健全な電気通信サービス利用環境の確保

電気通信事業者等や消費者団体等と連携し、電気通信サービスに関する苦情・相談等の適切な処理について円滑で機動的な対応が行えるよう、定期的な情報共有・意見交換を実施し、消費者が安心して電気通信サービスを利用できる環境づくりを目指します。

(3) 放送コンテンツの製作取引適正化の推進

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守徹底を推進し、放送業界の発展に繋がります。

3 情報発信の充実・強化

(1) 地域の情報発信力の強化

G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の機会を捉え、日本におけるデジタル技術の活用事例を効果的に発信するとともに、地域の魅力を伝えるコンテンツの制作・発信を支援することで、関東地域の情報発信力の強化を図ります。

(2) SNS を活用したタイムリーな情報発信

SNS を活用した報道資料等のタイムリーな情報発信や、セミナーやイベントなどの各種取り組みの映像情報を YouTube から配信することにより、当局業務や施策への理解を深めていただけるよう、コンテンツの充実を図ります。

Ⅲ 安心・安全な社会の実現

1 サイバーセキュリティの確保

(1) 若年層を対象としたセキュリティイベントの開催

近年のスマートフォンやタブレット等の情報端末の普及により、サイバーセキュリティの脅威が以前に増して身近なものになっていることを踏まえ、若年層の方々にもサイバーセキュリティへの興味・意識を高めていただくため、サイバーセキュリティに関心を持つ大学生や高校生等の若年層・初心者を対象とした、セキュリティイベントを実施し、サイバーセキュリティに携わる人材の育成や、サイバーセキュリティ対策の重要性の普及・啓発を図ります。

(2) 地域に根付いたセキュリティコミュニティを活用したサイバーセキュリティ対策の推進・支援

巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対応するため、関係省庁、地方公共団体、事業者等を構成員とする「関東サイバーセキュリティ連絡会」との連携など、地域のセキュリティコミュニティを活用し、地方公共団体や企業を対象としたサイバーセキュリティに関する演習（実践的サイバー防御演習等）の実施や NOTICE（IoT 機器の脆弱性調査）の周知を行い、地域におけるサイバーセキュリティ対策を推進・支援します。

2 電波監視体制の更なる充実

(1) 24 時間・365 日体制を確保し、妨害発生時の監視体制を強化

全国の「重要無線通信妨害」申告を 24 時間・365 日体制で受け付け、的確な初動対応を行い、関係機関との連携強化を図り、国民の人命・財産等を脅かす不法無線局等の妨害源の迅速な排除に努めるとともに、三浦電波監視センターにおいても、船舶・航空機の短波帯通信や衛星通信などの重要無線通信に対する妨害の排除に努めます。

また、不法無線局等の対策にあたっては、電波監視システム設備の再配置を行うとともに、固定・移動監視の強化に努め、即応体制の充実を図ります。

(2) 重要無線通信への妨害原因の調査・分析対応の強化

重要無線通信に障害を与える電波・電気雑音等の発射源を速やかに発見する手法や根本原因の分析・検討・対策の他、原因究明のために直接製造者への接触を図る等、更なる踏み込んだ分析を図ることとします。

また、5G 及びローカル 5G をはじめとする新たなシステムで使用される高い周波数帯域の電波監視に有効な監視設備や監視手法について、積極的に実フィールドでの実証を含む調査・検討をします。

(3) G7 広島サミット等の大規模イベントにおける特別電波監視体制の確立

5 月に開催される G7 広島サミット及び関係閣僚会合等の大規模イベントや要人来訪などの重要行事に際して、電波監視体制を強化し、重要無線通信妨害の迅速な排除に努めます。

(4) 適正な電波利用環境の周知啓発・不法無線の未然防止対策強化

電波の安全性への理解を広げるため、医療分野における安心・安全な電波利用の促進に向けた「手引き(改定版)」の周知や電波管理体制の構築に係るグッドプラクティスの共有を通じて、医療機関における電波利用環境の整備のための支援を行うとともに、5Gを含む電波利用システムが健康に与える影響を懸念する声に対応するため、電波の安全性への理解を広げるための周知活動に取り組みます。

また、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に関係省庁・関係団体等と連携した電波利用ルールの周知活動に努め、捜査機関と共同で不法無線局の取締りを強化することで、電波利用環境の保護を推進します。

さらに、「技術基準不適合設備」の流通を抑止するため、無線設備試買テストの結果に基づき「技術基準不適合設備」等の製造・販売業者に対する販売中止・回収要請等を行います。

(5) 国際監視局としての国際貢献

三浦電波監視センターでは、国際連合の専門機関である国際電気通信連合(ITU)に指定されている国際監視局として、国内外から発射される短波帯以下の周波数や衛星通信の電波の監視を積極的に行うことにより、国際貢献に寄与するとともに、国際宇宙電波監視会合等に参加し、諸外国との連携を図り、宇宙電波監視分野への国際協力に努めます。

3 災害時における ICT 環境の確保

(1) 災害時の情報伝達手段確保に向けた平時からの連携強化

災害時における情報伝達手段確保のため、通信事業者、放送事業者、地方公共団体や国の出先機関等の関係機関と連携を密にし、平時からの連絡窓口を交換・共有するなど連携体制の強化に努めます。

また、関東地方非常通信協議会との連携による非常通信訓練については、新たな非常通信ルートでの実施の検討や通信機器の総点検等を実施するとともに、防災・減災への知識やノウハウに関する非常通信セミナーの開催などにより災害時における確実な通信環境の維持を図ります。

さらに、住民への情報伝達が確実に行えるよう地方公共団体のニーズに応じた整備計画等のアドバイスを実施するとともに、計画中の進展状況の把握を行い、フォローしながら迅速な無線局許認可処理を図るなどにより「防災行政無線」の高度化を促進するとともに、放送大学 FM 跡地等を利用した臨時災害放送局用設備等による運用訓練なども実施します。

(2) 災害時の情報伝達手段確保に向けた支援

大規模災害発生時のみならず、そのおそれがある場合においても、迅速に「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を地方公共団体に派遣し、情報通信分野における被災現場のニーズを踏まえたきめ細かな連絡・調整等を行うことによって、通信の確保に取り組むとともに、地方公共団体等に対して災害対策用移動通信機器をプッシュ型で貸与します。

また、全国の総合通信局に配備している移動電源車等を相互に貸し出すなど柔軟に運用することにより、災害によって停電した電気通信設備や放送設備等の運用に必要な電力供給を支援します。

なお、平時には各機関が開催する防災訓練に積極的に参加して、災害対策用移動通信機器や移動電源車等の活用方法などを広く周知します。